

一般自動車道事業における
新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

(第1版)

令和2年5月21日

一般社団法人日本観光自動車道協会

1. はじめに

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月14日変更）、以下「対処方針」という。）をはじめとする政府の諸決定を踏まえ、道路運送法による一般自動車事業における有料道路等を運営する事業者の新型コロナウイルス感染予防対策として、実施すべき基本的事項について整理したものである。

一般自動車道事業は、地域の活性化と観光振興を支える重要なインフラであり、地域社会の安定の維持の観点から安全安心に必要な社会基盤として、または地域住民の安定的な生活の確保に必要な物流・運送サービスのための社会基盤として、緊急事態措置の期間中にも、最低限の業務の継続が必要とされる。同時に、一般自動車道事業者として自主的な感染防止のための取組を進めることにより、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止していくことも求められている。

このため一般自動車道事業者は、対処方針の趣旨・内容を十分に理解した上で、本ガイドラインに示された「感染防止のための基本的な考え方」と「講じるべき具体的な対策」を踏まえ、個々の運営形態等も考慮した創意工夫も図りつつ、新型コロナウイルスの感染予防に取り組むとともに、社会基盤としての役割を継続的に果たすことが望まれる。

また、自らの感染予防対策に留まらず、情報の提供・共有などを通じ、医療関係者を含む他の関係事業者の感染拡大防止対策の支援にも、積極的に貢献していくことを願いたい。

なお、本ガイドラインは、緊急事態措置を実施する期間中のみならず、当該期間後においても、新型コロナウイルス感染症の感染リスクが低減し、早期診断から重症化予防までの治療法の確立、ワクチンの開発などにより企業の関係者の健康と安全・安心を十分に確保できる段階に至るまでの間の事業活動に用いられるべきものである。

また、本ガイドラインの内容は、感染拡大の動向や専門家の知見、これを踏まえた対処方針の改定等を踏まえ、各一般自動車道事業者の現場での実践による創意工夫や試行錯誤を吸い上げ、適宜、必要な見直しを行うものとする。

一般自動車道事業は、設置主体や運営形態、地域ごとの施設の性格や規模の違い、併設施設などにより多様な形態が存在し、事業者によっては対応・導入できない項目もあると思われるが、利用者と従業員の安全を確保するための感染予防対策実施の必要性を十分ご理解いただき、本ガイドラインを有効に活用していただきたい。

2. 感染防止のための基本的な考え方

一般自動車道事業者は、道路および道路施設等の立地や特性等を十分に踏まえ、道路および道路施設等とその周辺地域および事業所内において、当該施設の管理・運営に従事する従業員等ならびに、道路および道路施設ならびにそれに関わる催し物等を利用する利用者への新型コロナウイルス感染を防止するよう努めるものとする。このため、「三つの密」が生じ、クラスター感染発生リスクの高い状況を回避するため、最大限の対策を講じる。

3. 講じるべき具体的な対策

(1)感染予防対策の体制

- ・経営トップが率先し、新型コロナウイルス感染防止のための対策の策定・変更について検討する体制を整える。
- ・感染症法、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の関連法令上の義務を遵守するとともに、労働安全衛生関係法令を踏まえ、衛生委員会や産業医等の産業保健スタッフの活用を図る。
- ・国・地方自治体・業種団体等を通じ、新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報を常時収集する。
- ・所管の自治体の基本的対処方針に基づく自粛要請等があった場合、利用者およびステークホルダーに対して周知徹底と十分な理解を得たうえで、事業一時休止や営業規模の縮小等の措置を実施する。
- ・施設管理者はそれぞれの施設に対して、新型コロナウイルスの主な感染経路である①接触感染及び②飛沫感染のそれぞれについて、従業員等および利用者の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、リスク評価を踏まえた具体的な対策を講じる。

①接触感染のリスク評価

他者と共有する物品や直接手が触れるもの・場所を特定し、接触頻度を評価する。

②飛沫感染のリスク評価

他者との距離や大声での対話、換気の状態を考慮し、飛沫感染リスクを評価する。

(2)健康管理

従業員に対して、可能な限り（特定警戒都道府県^{*1}においては必ず）出勤前お

よび帰宅後の体温測定や感染が疑わしき症状の有無を確認させて報告させ、発熱や感染が疑わしき症状がある者は自宅待機とする。特に、息苦しさ、だるさ、味覚・嗅覚障害といった体調の変化が無いか重点的に確認する。

発熱やせき等の症状があり自宅待機となった従業員については、毎日健康状態を確認したうえで、症状がなくなり回復した際には、学会の指針^{*2}などを参考に出社の判断を行う。症状に改善が見られない場合は、医師や保健所への相談を指示する。

従業員に対して、毎日十分な睡眠を取り、休日は休養に努めるよう求める。

*1 令和2年5月14日時点で北海道、千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府、兵庫県の8都道府県

*2 日本渡航医学会-日本産業衛生学会作成「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」など
(<https://www.sanei.or.jp/images/contents/416/COVID-19guide0511koukai.pdf>)

(3)通勤

- ・ オフィスワークが主となる従業員は、可能な限りテレワーク（在宅やサテライトオフィスでの勤務）、時差出勤、ローテーション勤務（就労日や時間帯を複数に分けた勤務）、変形労働時間制、週休3日制など、様々な勤務形態の検討を通じ、通勤頻度を減らし、公共交通機関の混雑緩和を図る。
- ・ 自家用車、自転車や徒歩など公共交通機関を使わずに通勤できる従業員には、これを励行する。また、公共交通機関を利用する従業員には、一定の距離を保ち、マスクの着用や、私語をしないこと等を徹底させる。

(4)料金所等の事業所内での勤務^(別添1)

- ・ 料金所等に「感染症対策実施中」の表示や感染防止対策を示したチラシの掲示を行うなど、利用者に理解を求める。
- ・ 料金所ブース、休憩スペースには手指消毒液を配置する。
- ・ 業務中は必ずマスクを着用する。
- ・ 料金所ブース、休憩スペースの窓が開く場合、1時間に2回程度、窓をあけ換気に努める。建物全体や個別の作業スペースの換気に努める。
- ・ 休憩スペースでは、従業員ができる限り2メートルを目安に、一定の距離を保てるよう、デスク・テーブル・椅子等の配置について最大限の見直しを行うよう努める。
- ・ 料金所ブース入退室の前後の手洗い・消毒を徹底する。
- ・ 共有する物品（テーブル、椅子、レジスター、端末、電子機器等）は、定期的に消毒する。

- ・利用者と対面し、会話や料金収受を行う箇所については、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽し、利用者との会話を最小限にする工夫をする。これによりがたい場合は、フェイスシールド等の着用を検討する。
- ・現金の収受*³は、原則キャッシュトレイを介して行う。
- ・維持作業等で、車両移動する際は極力1人で乗車し、複数人が同乗する場合はマスク着用のうえ間隔を空けて乗車し窓開け換気する。
- ・維持作業等で、ゴミの回収など清掃作業を行う従業員は、マスクや手袋を着用し、作業後に手洗いを徹底する。ゴミはこまめに回収し、鼻水や唾液などがついたゴミがある場合はビニール袋に密閉する。
- ・喫煙を含め、休憩・休息をとる場合には、屋内外を問わず、対面で座らない、2メートル以上の距離を確保するよう努める、一定数以上が同時に休憩スペースに入らない、屋内休憩スペースは常時換気を行うなど、いわゆる「三つの密」を避けることを徹底する。
- ・休憩・休息スペースでは、原則としてマスクを着用する。
- ・他者との接触機会を減らすため（、特に特定警戒都道府県においては）、営業時間の短縮等を検討する。

* 3 今後、キャッシュレス決済、料金自動収受システムの導入について、感染症対策と事業継続の為に検討する必要がある

(5) オフィス等での勤務

- ・従業員ができる限り2メートルを目安に、一定の距離を保てるよう、デスク・テーブル・椅子等の配置について最大限の見直しを行うよう努める。
- ・従業員に対し、始業時、休憩後を含め、定期的な手洗い、手指消毒を徹底する。このために必要となる水道設備や石けん、手指消毒液などを配置する。
- ・従業員に対し、休憩時間を含む勤務中のマスク等の装着を徹底する。
- ・飛沫感染防止のため、座席配置等は広々と配置する。仕切りのない対面の座席配置は避け、可能な限り対角に配置する、横並びにするなど工夫する（その場合でも最低1メートルあける等の対策を検討する。）。
- ・窓が開く場合、1時間に2回程度、窓をあけ換気に努める。建物全体や個別の作業スペースの換気に努める。
- ・他人と共用する物品や手が頻繁に触れる箇所を最小限にするよう工夫する。
- ・利用者と対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。
- ・外勤は公共交通機関のラッシュの時間帯を避けるなど、人混みに近づかない。

- ・出張は、地域の感染状況に注意し、不要不急の場合は見合わせる。
- ・外勤時や出張時には面会相手や時間、経路、訪問場所等を記録に残す。
- ・会議やイベントは極力オンラインで行い、身体的距離最低 1メートル以上を確保できない参加者が見込まれる、オンラインではない会議やイベントの開催は、原則として行わない。
- ・少人数の会議については、必要性を検討の上で判断（時期の見直し、テレビ会議等での代替を検討）する。対面で行う場合は、会議室の椅子を減らしたり、机等に印をつけたりするなど、近距離や対面に座らないように工夫する。オンラインではない社外の会議やイベント等については、必要性を検討の上、可能な限り参加を控える。参加する場合は、最小人数とし、マスク着用を推奨する。
- ・採用説明会や面接等については、テレビ会議等で実施する。
- ・テレワークを行うにあたっては、厚生労働省のガイドライン*⁴などを参照し、労働時間の適正な把握や適正な作業環境の整備などに配慮する。
- ・事業所内に感染防止対策を示したチラシを掲示する等により、従業員に対して感染防止対策を周知する。
- ・食堂等での飲食についても、時間をずらす、椅子を間引くなどにより、2メートル以上の距離を確保するよう努める。施設の制約等により、これが困難な場合も、対面で座らないように配慮する。

* 4 厚生労働省「テレワークにおける適切な労務管理のためのガイドライン」
(<https://www.mhlw.go.jp/content/000553510.pdf>)等を参照

(6)トイレ

- ・便器は通常の清掃で構わないが、不特定多数が使用する場所は清掃・消毒を行う。
- ・トイレに蓋がある場合、蓋を閉めてから汚物を流すよう表示する。
- ・ハンドドライヤーは利用を止め、共用のタオルは禁止し、ペーパータオルを設置するか、従業員に個人用タオルを持参してもらう。
- ・混雑が予想される場所は、距離を空けた整列を促す。

(7)売店、レストラン、ギャラリー等^(別添 2)

- ・「感染症対策実施中」の表示や感染防止対策を示したチラシの掲示を行うなど、利用者に理解を求める。また、利用者に対して検温の実施の要請のほか、来場を控えってもらうケース(発熱、症状、2週間以内の渡航歴)をホームページや店頭掲示等で

周知する。

- ・対面で販売を行う場合、アクリル板や透明ビニールカーテンにより購買者との間を遮蔽する。給仕等でこれによりがたい場合は、フェイスシールド等の着用を検討する。
- ・飲食物を提供する場合、家族等の一集団と他の集団との距離が概ね 2m 以上となるよう 座席を配置する よう、各店舗において席の位置を工夫する。
- ・混雑時の入場制限を実施する。
- ・施設内の換気を徹底する。
- ・食器、テーブル、椅子等の消毒を徹底する。
- ・飲食施設に関わる従業員は、体調管理、マスクの着用及び手指消毒を徹底し、飲食施設の利用者も手指消毒を行ってから入場する。
- ・ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。
- ・物販を行う場合は、不特定多数の者が触れるようなサンプル品・見本品は取り扱わない。
- ・ゴミはこまめに回収し、鼻水や唾液などがついたゴミがある場合はビニール袋に密閉する。ゴミの回収など清掃作業を行う従業員は、マスクや手袋を着用し、作業後に手洗いを徹底する。
- ・現金の取扱いをできるだけ減らすため、キャッシュレス決済の導入を検討し、導入済み場合は購買者にキャッシュレス決済を推奨する。

(8)催し物等

- ・催し物等の企画にあたって、密集を回避する方策や密な状況を発生させない工夫の導入を検討し、屋外であっても 3 密が回避できないような来場者が多数になる場合は、各都道府県において示される対応に基づいて実施の可否について慎重に判断する。
- ・催し物来場者に対して、検温の実施の要請のほか、来場を控えてもらうケース(発熱、症状、2 週間以内の渡航歴)をホームページや店頭掲示等で周知する。
- ・催し物来場者に対して当日の対応（咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底、社会的距離の確保の徹底、感染が疑わしき症状に該当する場合来場を控えること）を要請する。
- ・会場が混雑する場合、入場制限を行うなど、利用者間の距離が概ね 2m 以上となるような対応を行う。

(9)事業所等への立ち入り

- ・取引先等の外部関係者の立ち入りについては、必要性を含め検討し、立ち入りを認める場合は、当該者に対して、従業員に準じた感染防止対策を求める。
- ・このため、あらかじめ、これらの外部関係者が所属する企業等に、オフィス内での感染防止対策の内容を説明する等により、理解を促す。
- ・調査点検、設計、測量、工事等の発注先や、物販、飲食、催し物、警備等の委託業務などのアウトソース先に対しても、従業員に準じた感染防止対策を求めるとともに、特に工事受注者の工事の継続に関して下記のとおり取り扱う。

①発注者・受注者双方が、下記を参考に感染予防対策を徹底する。(別添8)

「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日版）」

②受注者が費用を要する感染予防対策を追加で実施する際には、受・発注者で協議を行い、必要と認められる措置については設計変更（費用、工期）を行うなど、適正に対処する。

(別添8) 参考資料：国土交通省道路局から高速道路会社向け令和2年4月21日付け事務連絡「工事および業務における新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の徹底について」

(10)従業員に対する協力のお願(別添3)

- ・従業員に対し、感染防止対策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促す。このため、これまで新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「人との接触を8割減らす10のポイント」(別添4)や「『新しい生活様式』の実践例」(別添5)を周知するなどの取組を行う。
- ・公共交通機関や図書館など公共施設を利用する従業員には、マスクの着用、咳エチケットの励行、車内など密閉空間での会話をしないこと等を徹底する。
- ・新型コロナウイルス感染症から回復した従業員やその関係者が、事業所内で差別されるなどの人権侵害を受けることのないよう、従業員を指導し、円滑な社会復帰のための十分な配慮を行う。
- ・発熱や味覚障害といった新型コロナウイルス感染症にみられる症状以外の症状も含め、体調に思わしくない点がある場合、濃厚接触の可能性がある場合、同居家族で感染した場合、各種休暇制度や在宅勤務の利用を推奨する。過去14日以内に政府から入国制限されている、または入国後の観察期間を必要とされている国・地域などへの渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合、自宅待機を指示する。

- ・取引先等企業にも同様の取り組みを促すことが望ましい。

(11)周知・広報（利用者に対する協力のお願い）（別添6）

- ・所管の自治体の基本的対処方針によって必要な場合は、ホームページ等に注意喚起を掲示し利用者に対して注意や自粛を促す。
- ・料金所等に「感染症対策実施中」の表示や感染防止対策を示したチラシの掲示を行うなど、利用者に理解を求める。
- ・事業所内やオフィス等に立ち入る利用者や来客等に対して、感染防止対策を示したチラシの掲示・配布を行う等により、感染拡大防止について協力を求める。
- ・催し物来場者に対して、検温の実施の要請のほか、来場を控えてもらうケース(発熱、症状、2週間以内の渡航歴)をホームページやパンフレット等で事前に周知する。
- ・事業の一時中止（臨時休業等）や営業規模の縮小（営業時間短縮等）を実施する場合は、事前に利用者およびステークホルダーに対して周知徹底と十分な理解を得たうえで、地方運輸局長あてに事前報告を行う。

(12)感染者が確認された場合の対応（別添7）

①従業員の感染が確認された場合

- ・保健所、医療機関の指示に従い事業の継続／休止等を判断する。
- ・従業員が感染した旨を速やかに各地方運輸局等に連絡する。
- ・感染者の行動範囲を踏まえ、感染者の勤務場所の消毒を行うとともに、必要に応じて、同勤務場所の勤務者に自宅待機をさせるなどの対応を検討する。
- ・感染者の人権に配慮し、個人名が特定されないことがないよう留意する*⁵。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データの取り扱いについては、個人情報保護に配慮し、適正に取り扱う。

②複数社が混在する借用ビル内で同居する他社の社員で感染が確認された場合保健所、医療機関およびビル貸主の指示に従う。

③陽性者発生時の保健所との連携を円滑に進めるため、下記の事項を準備する。

- ・保健所との窓口となる担当者を決めておく。
- ・従業員の勤務状況、行動、座席表、オフィスのレイアウト等を準備しておく。

（別添7）国土交通省「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日版）より

* 5 感染者の発生の公表については、各事業者の社内ルールによる

(13)その他（安全衛生に関する協力）

・事業所の規模に応じ、事業所の安全衛生の責任者と保健所との連絡体制を確立し、保健所の聞き取り等に必ず協力する。

- ①総括安全衛生管理者（事業所規模 100 人以上）
- ②安全管理者、衛生管理者（事業所規模 50 人以上）
- ③安全衛生推進者（事業所規模 10～49 人）

以上

【別添資料】一覧

- 別添 1 : 料金所等の事業所内での取組事例
- 別添 2 : 売店、レストラン、ギャラリー等での取組事例
- 別添 3 : 従業員に対する協力のお願い
- 別添 4 : 人との接触を 8 割減らす 10 のポイント
- 別添 5 : 『新しい生活様式』の実践例
- 別添 6 : 周知・広報（利用者に対する協力のお願い）
- 別添 7 : 新型コロナウイルスの陽性者等が発生した場合の
衛生上の職場の対応ルール（例）
- 別添 8 : 工事および業務における新型コロナウイルス感染症
の拡大防止対策の徹底について